

株式会社 建築資料研究社
日建学院 実務者研修（通学コース）池袋校 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者（以下、当社という）が実施する。

- ・株式会社 建築資料研究社
- ・東京都豊島区池袋二丁目 50 番 1 号

（目的）

第2条 介護福祉サービス分野における、人材育成が急務である中、本研修は介護職として必要な専門的知識及び技能・技術を習得し、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施過程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という）を実施する。

- ・実務者研修（通学コース）
- ・研修期間は原則として開講日から修了日までを6カ月とする。

（研修事業の名称および養成施設の位置）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

- ・日建学院 実務者研修（通学コース）池袋校

養成施設の位置は以下のとおりとする。

- ・東京都豊島区東池袋 1-1-6 ヒューリック池袋駅前ビル 6 階

（開講期間、修業年限、定員、学級数、休業日）

第5条 本校の開講期間、修業年限、定員、学級数、休業日は次の通りとする。

開講期間：令和7年11月18日～令和8年5月15日

令和8年5月15日～令和8年11月14日

修業年限：6ヶ月

定員：20名（1学級20名 年間総定員数40名）

学級数：2学級

休業日：日・祭日

（教職員の組織）

第6条 研修を実施するにあたり、つぎの教職員を置く。

- (1) 施設長：1名
- (2) 専任教員：4名
- (3) 講師：1名以上
- (4) 事務員：1名

（受講対象者）

第7条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 求職者支援訓練受講希望者
- (2) 東京都委託訓練受講希望者

(受講費用)

第8条 受講料は無料とし、テキスト代は14,300円(税込)とする。

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- ・介護福祉士実務者研修テキスト第1～5巻セット(中央法規出版)

(履修方法)

第10条 通学し、講義・演習によって実施する。

カリキュラムは、別表1のとおり。

(受講希望者の選考と手続)

第11条 募集の選考と手続は次のとおりとする。

- ・第7条(1)はハローワークで申込手続きの上、当社が面接を行い、受講者を決定する。
- ・第7条(2)はハローワークで申込手続きの上、東京都立中央・城北職業能力開発センターが面接等を行い、受講者を決定する。

原則、研修初日(開講日)にテキスト代を納付し、当社は教材を配布する。

(休学・復学・退学)

第12条 休学・復学はできないものとする。

次に該当する者は、退学とすることができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者。

(欠席者の取扱い)

第13条 欠席、遅刻、早退はやむを得ない場合をのぞき事前に連絡をするものとする、また、10分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。

(補講の取扱い)

第14条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情等があると認められる者については補講を受けることができる。補講を受けることによって、該当科目に出席したものとみなす。ただし、補講にかかわる受講料については、1時限につき3,000円を原則、受講者が負担するものとする。

(学習評価及び修了認定の方法)

第15条 各科目の時間数3分の2以上を出席していることが評価対象とする(評価時間を除く)。ただし、医療的ケア演習についてはすべて履修すること。

第10条に定めるカリキュラム(別表1)を全て履修し、科目ごとに習得度の評価を行い(レポート、小テスト、紙上演習等)かつ出席状況・受講態度を総合的に評価・判断し、修了評価とする。

- ・評価基準A:90点以上、B:80～89点、C:70～79点、D:70点未満の4段階で評価し、C以上の評価で修了認定とする。
- ・D判定の者は、別途補講を設け、再度評価ができることとする。
- ・医療的ケア演習の評価については教育内容を実施し到達目標にある者を修了認定とする。

(卒業)

第16条 第15条規定により修了を認定された者には、当社において修了証明書を交付し、卒業とする。

(修了者管理の方法)

第17条 修了者管理については、次により行う。

修了者を修了者台帳に記載し、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(賞罰)

第18条 賞罰は無し。

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、当社、営業本部 雇用支援事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

・苦情対応部署：日建学院コールセンター

・電話：0120-243-229

(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は令和8年5月15日から施行する。